

# 参 考 資 料

- 1、国内外の動き
- 2、男女共同参画社会基本法
- 3、奈良市男女共同参画推進条例
- 4、奈良市男女共同参画推進審議会規則
- 5、奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿

## 参考計画

- 1、奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画

## 1 国内外の動き

年	奈良市の動き	奈良県の動き	国の動き	国際的な動き
1975年(昭和50年)				国際婦人年、世界行動計画採択
1977年(昭和52年)			国内行動計画策定	
1979年(昭和54年)				女子差別撤廃条約採択
1981年(昭和56年)		「奈良県婦人会議」設置		
1985年(昭和60年)			女子差別撤廃条約批准 「男女雇用機会均等法」成立	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)採択
1986年(昭和61年)		「奈良県婦人行動計画」策定		
1987年(昭和62年)			西暦2000年にむけての新国内行動計画策定	
1993年(平成5年)		「奈良県女性行動計画修正版」策定		
1994年(平成6年)	「奈良市女性行動計画」策定			
1995年(平成7年)	市長部局に「市民部女性対策課」設置			北京宣言及び行動綱領採択
1996年(平成8年)	「女性対策課」を「女性政策課」に改名		男女共同参画2000プラン策定	
1997年(平成9年)		「奈良県女性行動計画(第2期)」策定		
1999年(平成11年)			男女共同参画社会基本法策定	
2000年(平成12年)			男女共同参画社会基本計画策定	「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催
2001年(平成13年)	「奈良市男女共同参画計画」策定	奈良県男女共同参画推進条例公布・施行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行	
2002年(平成14年)	課名を「男女共同参画課」に改名 男女共同参画センター「あすなら」を開設	奈良県男女共同参画計画策定、奈良県男女共同参画県民会議を設置		
2003年(平成15年)	「奈良市男女共同参画推進条例」公布・施行			
2005年(平成17年)			男女共同参画社会基本計画(第2次)策定	第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京+10」)がニューヨークの国連本部で開催
2006年(平成18年)		奈良県男女共同参画計画(第2次)策定		
2007年(平成19年)			仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章策定	
2010年(平成22年)	「奈良市配偶者から等の暴力の防止及び被害者支援基本計画」策定		男女共同参画社会基本計画(第3次)策定	

# 男女共同参画社会基本法

〔平成十一年六月二十三日号外法律第七十八号〕

〔総理大臣署名〕

資料 2

〔沿革〕

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体

における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

## 施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。  
（国民の理解を深めるための措置）
- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。  
（苦情の処理等）
- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
（調査研究）
- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。  
（国際的協調のための措置）
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。  
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 第三章 男女共同参画会議  
（設置）
- 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。  
（所掌事務）
- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （組織）
- 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。  
（議長）
- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。  
（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

平成15年 3月26日条例第14号

奈良市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 基本的施策（第9条 第16条）

第3章 拠点施設（第17条）

第4章 男女共同参画推進審議会（第18条）

附則

1975年（昭和50年）国際婦人年世界会議において、世界行動計画が採択されたことを機に、男女平等の実現に向けた国際的な取組が開始され、1979年（昭和54年）「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連総会において採択された。我が国は昭和60年この条約を批准し、平成11年には男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法を制定するに至った。

我が国においては、少子高齢化、国際化及び情報化の急速な進展に伴い、家族や地域社会が変化してきており、平和な社会において、自然環境と共生しつつ、男女が共に責任を担い、利益を享受し、一人ひとりが個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が、今、強く求められている。

奈良市においても、平成13年に奈良市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会実現に向け様々な取組を進めてきたが、固定的な性別役割分担意識はあらゆる分野への男女の対等な参画に影響を及ぼしている。

これらを踏まえ、多くの伝統文化と豊かな自然環境を継承しつつ、それぞれの時代に応じ発展を遂げてきた世界遺産のあるまち奈良市が、この時代にふさわしい男女共同参画社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成に関する施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けなく、それぞれの人権が尊重されること。
- (2) 固定的な性別役割分担を反映した社会の制度及び慣行が、男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を、できる限り中立なものとするよう配慮すること。
- (3) 男女が、市における政策及び民間の団体における方針の立案及び決定に、対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの人権を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動とその他の活動を共に行えるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自己の決定が尊重されること及び生涯を通じて健康に配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際的な取組と協調して行うこと。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場における男女共同参画の推進に関して、積極的改善措置を含め総合的かつ計画的な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、国及び県と連携するとともに市民、事業者及び教育に携わる者と協働し、男女共同参画の効果的な推進を図らなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において男女共同参画の推進に取り組み、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が対等に参画する機会を確保し、職業生活における活動と家庭生活等における活動との両立を可能にするため、職場環境を整備するよう努めるとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性に十分配慮し、それぞれの教育本来の目的を実現する過程において基本理念にのっとり教育を行うよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、直接的、間接的を問わず、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、家庭等社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動を受けた個人の対応により、その個人に不利益を与えること又は性的な言動によりその言動を受けた個人の生活の環境を害することをいう。)を行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体的、性的、精神的及び経済的暴力をいう。)を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、奈良市男女共同参画推進審議会の意見を聞くとともに、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(情報収集及び調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、情報収集及び調査研究を行うものとする。

(情報提供及び啓発)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成に関し必要な広報活動を行うとともに、市民等に必要かつ適正な情報提供を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年、計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立支援)

第13条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活等における活動を両立できるよう、必要な支援の実施に努めるものとする。

(学習等のための支援)

第14条 市は、学校、家庭その他の教育の場における男女共同参画に関する学習等に、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(団体への支援)

第15条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う団体に対し、その主体性を尊重しつつ、その活動に必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情及び相談に対する措置)

第16条 市は、市が実施する施策で男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるものに関し苦情があったときは、必要な措置を講じなければならない。

2 市は、第8条の規定に違反する行為に関し相談があったときは、関係機関と連携し、必要な措置を講じなければならない。

### 第3章 拠点施設

第17条 市は、奈良市男女共同参画センターを拠点として、男女共同参画に関する施策を推進するものとする。

### 第4章 男女共同参画推進審議会

第18条 第9条第2項に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議させるため、奈良市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、規則で定める日から施行する。

( 平成15年5月29日規則第34号で、同15年6月1日から施行 )

##### ( 経過措置 )

2 平成13年3月28日に策定された奈良市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

平成15年 5月29日規則第35号

改正

平成21年 6月25日規則第52号

奈良市男女共同参画推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市男女共同参画推進条例(平成15年奈良市条例第14号)第18条第6項の規定により、奈良市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 奈良市男女共同参画推進審議会委員名簿

資料 5

(平成22年4月)

	氏名	分野	役職
会長	まつい しずこ 松井 静子	女性学	佐保短期大学 名誉教授
副会長	おおなみ かずひこ 大波 和彦	子育て	奈良市保育会会長
委員	いいだ つくあき 飯田 二昭	健康	飯田医院院長
委員	いのうえ よしえ 井上 芳恵	まちづくり	龍谷大学 オープンリサーチセンター博士研究 員
委員	かわむら ちかこ 河村 允子	人権	人権擁護委員
委員	きたの しほこ 北野 志げ子	公募	市 民
委員	きむら くみこ 木村 久美子	国	奈良労働局雇用均等室長
委員	ごとう しゅんいち 後藤 舜一	公募	市 民
委員	くろだ はちろう 黒田 八郎	教育	奈良市立中学校校長会会長
委員	たけだ ちかよ 武田 千加代	市民活動	奈良NPOセンター 常務理事
委員	やまざき やすこ 山崎 靖子	法律	弁護士
委員	よしむら あきひで 吉村 昭秀	企業	小山株式会社 取締役部長